

番号	1
項目	これまでひかり協会としてはがん検診の受診促進に取り組んできましたが、2025年度中にはすべての被害者が70才代になります。高齢者のがん検診についてはメリット・デメリットがあると言われていますが、そのことについてはどのような方法で案内・周知していますか？被害者が適切に判断して検診受診するための参考としてホームページ以外での方法がありましたらお教えてください。
(回答)	がん検診のメリット・デメリットについて、高齢者に特化した案内は行っておりませんが、一般的ながん検診のメリット・デメリットについては、ホームページのほかにも市民向けリーフレットや受診案内等において周知しております。
担当	健康局健康推進部健康づくり課（成人保健グループ） 電話：06-6208-9943

番号	2	
項目	<p>今年南海トラフ地震の新たな被害想定が公表されました。ひかり協会では障害のある被害者の災害時の避難先や緊急時の連絡先を確認していますが、被害者の年代では障害の有無にかかわらず災害発生時の避難所生活での体調悪化は「災害関連死」につながるリスクとなります。それを防ぐために避難所では早期の「雑魚寝」解消が求められ、災害対策基本法などではそのための災害用ベッド等の物資は自治体が備蓄するとされていますが、想定される避難者数に対する災害用ベッドの備蓄状況お教えてください。また災害用ベッド以外にもパーテーションや毛布・食料等の備蓄が発災後に不足する場合はどのように対応するのか、大阪市の考え方についてお教えてください。</p>	
	<p>(回答)</p> <p>災害用ベッドについては、南海トラフ巨大地震の想定避難所避難者数のうち避難行動要支援者数の50%分を大阪府と大阪市が半数ずつ現物備蓄することとしております。</p> <p>令和6年度の府域備蓄方針の改定により大阪市が備蓄すべき7,194個については、令和7年度中の全量確保を進めているところであり、令和7年度にも府域備蓄方針が改定され、大阪市が備蓄すべき数量が7,608個に増加することから、差分は令和8年度中に全量確保する予定としています。</p> <p>なお、備蓄物資が不足する場合は、国や大阪府からの救援物資や、事業者との協定に基づく物資調達により対応いたします。</p>	
担当	危機管理室危機管理課（減災対策グループ）	電話：06-6208-7380

番号	3
項目	<p>介護人材不足が続き、訪問介護を利用する被害者の中には必ずしも希望に沿った利用ができない状況があります。2024年度の改定で介護保険訪問介護の基本報酬が引き下げられた影響もあり、2024年の全国の介護事業者の休廃業・解散件数は612件、そのうち訪問介護事業者の休廃業数は448件と7割以上を占めているとの報道もあります。大阪市内の状況を理解したうえで相談対応していくためにも、2024年と2025年の大阪市の訪問介護事業者の休廃業・解散件数の状況をお教えください。</p>
<p>(回答)</p> <p>2024年と2025年の大阪市の訪問介護事業者の休止・廃止の状況につきましては、2024年度（2024年（令和6年）4月から2025年（令和7年）3月まで）において廃止した事業所は165件、休止した事業所は25件、2025年度（2025年（令和7年）4月から7月まで）においては、廃止した事業所は40件、休止した事業所は8件となっております。</p>	
担当	福祉局高齢者施策部介護保険課（指定・指導グループ） 電話：06-6241-6310

番号	4	
項目	2024 年度の介護人材不足についての要請事項でも必要な対応を国に対して要望しているという回答をいただいております、国としても「令和 6 年度介護報酬改定の効果検証および調査研究に係る調査」を行っていますが、その結果と対応についてはどのように方針等が示されているのか、お教えてください	
<p>(回答)</p> <p>国の介護給付費分科会の下に設置された介護報酬改定検証・研究委員会が主体となり、令和 6 年度報酬改定の効果の検証や、次期介護報酬改定に向けた検討課題に関する調査・研究等について、令和 6 年度から令和 8 年度にかけて実施されております。</p> <p>令和 6 年度においては、高齢者施設等と医療機関の実効性のある連携体制の検証等 4 項目について実施され、その結果については厚生労働省のホームページで公表されておりますが、対応等については、現時点では示されておられません。</p>		
担当	福祉局高齢者施策部介護保険課（管理 G）	電話：06-6208-8028

番号	5
項目	<p>被害者の中でも外国人の訪問介護ヘルパー派遣が検討されている方もいます。訪問介護は単身でのケアが基本のため、緊急時の対応等で外国人ヘルパーにとってハードルが高い面もありますが、外国人ヘルパーが安心して就労し、介護人材として定着できるような行政としてのサポートがあればお教えてください。</p>
<p>(回答)</p> <p>本市では、大阪市社会福祉研修・情報センターを福祉・介護人材の確保・育成・定着に関する中核施設と位置付け、福祉従事者向けの研修やモチベーション向上の取組、多様な人材の確保に向けた取組のほか、関係団体とのネットワークの構築を行い、現場ニーズの把握等を行っています。</p> <p>令和4年度に大阪市社会福祉研修・情報センターにおいて、外国人人材等における調査を実施し、調査結果を分析の上、外国人介護人材の受入れ施設のニーズに沿った取組や課題解決に向けたサポート研修や講座を検討し、外国人を雇用している又は雇用を検討している施設向けに「外国人の受入れに関する研修」や「やさしい日本語セミナー」を実施しています。</p> <p>今後も市内施設で働く外国人介護人材が安心して就労し、介護人材として定着することができるように、引き続き研修を実施してまいります。</p>	
担当	<p>福祉局生活福祉部地域福祉課 電話：06-6208-7954</p>

番号	6
項目	<p>「大阪府介護・福祉人材確保戦略 2023」では外国人介護人材の受け入れ促進と育成が重点項目の一つに挙げられています。全国的にも外国人人材の確保を目的とした国際交流協定を結ぶ自治体が増えており、大阪府では2023年8月にベトナムのドンア大学と介護分野における協力に関する覚書を交わしていますが、大阪市としての今後の国際交流協定等の締結も含めた外国人介護人材の活用促進の方策についてお教えてください。</p>
<p>(回答)</p> <p>国が定める「社会福祉事業に従事する者の確保を図るための措置に関する基本的な指針（平成19年8月28日厚生労働省告示第289号）」において、国、都道府県、市町村の役割が示されており、国においては、介護報酬の設定等、都道府県は、就業状況の把握や広域的な視点に立って市町村では実施が困難な人材確保の取組等、市町村では、従業者への研修や関係団体とのネットワークの構築、福祉・介護サービスの意義や重要性の啓発などを行うこととされています。</p> <p>本市では、このような役割分担に基づき、取組の方向性を「大阪市地域福祉基本計画」や「大阪市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」等に位置づけ、大阪市社会福祉研修・情報センターにおいて、現場ニーズの把握や福祉従事者向けの研修、社会福祉に関する情報発信、関係団体とのネットワークの構築を行うとともに、直接介助に携わらない業務を担うアシスタントワーカーの導入支援事業を実施し、人材のすそ野を広げる取組を進めています。</p> <p>今後も、大阪府や他の政令指定都市と情報を共有し、大阪府と連携を図りながら、福祉・介護人材の確保・育成・定着に関する取組を進めてまいります。</p>	
担当	福祉局生活福祉部地域福祉課 電話：06-6208-7954

番号	7
項目	<p>成年後見人制度の利用を検討している被害者が、申請手続きについてわからないことが多く、困った例があります。成年後見制度の利用を申請する人に対してのサポートなどの事業があるか、またその情報はどのようにして得たらよいかを教えてください。</p>
<p>(回答)</p> <p>本市では、成年後見制度の利用促進を図るとともに、制度の相談や広報啓発、市民後見人の養成・支援などを行うことを目的に大阪市成年後見支援センターを設置しています。</p> <p>成年後見等の申立手続きに関するご相談につきましては、大阪市成年後見支援センターにおいて「相談員による相談」を実施しており、電話や来所による相談を受け付けています。</p> <p>大阪市成年後見支援センターや相談員による相談に関しましては、ホームページに情報を掲載していますのでご活用ください。</p> <p>大阪市成年後見支援センター ホームページ: https://osaka-kouken.com/soudan.html</p> <p>【大阪市成年後見支援センター ホームページより抜粋】</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>相談員による相談（月～土曜日 午前9時～午後5時） 電話や来所により、成年後見制度に関する相談をお受けします。 直通電話 06-4392-8282</p> <p>制度のしくみや利用するための手続きに関する相談、申立てに関するアドバイスなどを行います。</p> <p>申立てに関する支援が必要な場合は、大阪市、区保健福祉センター、地域包括支援センター、区障がい者基幹相談支援センター等の関係機関や団体と連携します。</p> </div>	
担当	福祉局生活福祉部地域福祉課（相談支援） 電話：06-6208-7974

番号	8.
項目	<p>被害者が70才代を迎える中で、単身生活の方も増えています。頼れる身寄りや親しい人がいない人は、入院時などの保証人や諸手続きなどに不安があるという声も聞かれます。今後は認知症等で金銭管理が困難になった時や、死後の葬儀や遺品整理などの対応への不安も出てくる中で、これらを支える公的な制度は不十分です。</p> <p>国は2024年度に高齢者等終身サポート事業者ガイドラインを作成し、「持続可能な権利擁護支援モデル事業」で包括的な相談・調整窓口の整備と総合的な支援パッケージを提供する取り組みを行う自治体を募集、大阪府内では枚方市で実施されています。国は2026年の社会福祉法改正を視野に、2027年度にも頼れる親族がいない単身の高齢者を支援する新たな仕組みを創設する方針とされていますが、このような単身高齢者の課題に対して大阪市として取り組んでいることや対応方針があればお教えください。</p>
<p>(回答)</p> <p>身寄りのない高齢者等が抱える課題等への対応については、ご承知のとおり、国の検討会である地域共生社会の在り方検討会議において、地域共生社会の深化を図るための提言（中間とりまとめ）がまとめられ、金銭管理等の日常生活支援、入院や施設への入所手続き支援、葬儀等の死後の事務手続き支援などを第2種社会福祉事業として法に位置付けるとされています。</p> <p>国のスケジュールによると、今後、社会保障審議会等において、とりまとめに向けた議論が行われる予定となっておりますので、本市としましては、引き続き国の動向を注視してまいります。</p> <p>なお、2024年度に国が策定した「高齢者等終身サポート事業者ガイドライン」については、本市ホームページに掲載するとともに区役所、地域包括支援センター、介護事業者へ周知を図ったところです。</p>	
担当	福祉局高齢者施策部高齢福祉課（企画グループ） 電話：06-6208-8026